

Parallel Citation と Star Pagination

——ひとつの予備作業——

成 田 博

目 次

- I. 本稿の目的
- II. Parallel Citation
- III. Star Pagination
- IV. 結語
- V. 補論——Citation Reform

I. 本稿の目的

筆者は、West Publishing Company v. Mead Data Central, Inc., 616 F. Supp. 1571 (D.C. Minn. 1985), *aff'd*, 799 F. 2d 1219 (8th Cir. 1986), *cert. denied*, 479 U.S. 1070 (1987) についての小論の発表を準備しているのであるが、それに先立って、parallel citation, star pagination という言葉の意味について、予めこれを独立させて解説を施しておくのが便宜であると考えに至った。その理由は2つある。

その第1は、このあと発表予定の拙稿において紹介する上記判例を理解する上で前提となる事項である parallel citation, star pagination についての解説が長くなると、本論に行きつくのにかかると時間がかかることになるだけでなく、その意味について了解している研究者¹⁾にとっては、既に了解済みのことに長々と付き

1) 筆者が念頭に置いているのは、アメリカ法研究者ならびにアメリカ法を主として比較研究の対象としている著作権法研究者である。

合わされることになってしまうおそれがあり、それを避けるには、parallel citation, star pagination についての解説を独立させる必要があるということである。

第2の理由は、上で書いたことと矛盾するようであるが、実を言えば、parallel citation, star pagination という言葉の意味について当然了解していなければならないと思われる研究者の叙述のなかに、その意味が正確には理解されていないのではないかと疑わせるものが散見され、それなら、やはり、parallel citation, star pagination という言葉について、これを独立に論じる意味がありそうであると考えたことによる。

II. Parallel Citation

まず、parallel citation であるが、これについて、「言うまでもないことながら、アメリカは判例法国家であり、判決や論文等において過去の判例がひんぱんに引用される。その際、ウェスト社のナショナル・リポーター・システムという判例集のシリーズ名、巻数、頁数で特定されることが多い。例えば、先に示したウェスト対ミード事件の表記を参照されたい。F. 2d というのは、Federal Reporter の第2シリーズである。高裁の判例集で巻数が増えたので、第2シリーズとなった。現在は第3シリーズになっている。799はその第2シリーズの第799巻を指す。1219はこの判決が始まる最初の頁を指す。ここまでの表記(パラレル・サイテーション)は、ウェスト対ミード判決でも本件でもウェスト社によりフェアユースとされている」と解説するものがある²⁾。今更説明をする必要などないと思うが、「パラレル (parallel)」というのは「平行」「並列」といった意味である。しかし、この解説のどこを見ても「パラレル (parallel)」という言葉についての説明は見当たらない。

もうひとつ、parallel citation について、「その裁判例が掲載されている巻数と最初のページのみを引用する通常のサイテーション」という解説を施すもの

2) 「判例集のスターページネーション—12年ぶりの新判例—*Matthew Bender & Co. v. West Publishing Co.* (2nd Cir. November 3, 1998)」(無署名) SLN No. 79 (1999.1.15)。なお、表題中、*Matthew Bender* とあるのは *Matthew Bender* の間違いであろう (h が抜けている)。

があるが³⁾、これについて言えば、「通常のサイテーション」という言葉の意味が筆者にはよく理解できない。たとえば、まさに筆者が論じたいと考えている——そして、最初に引用した文章にも出ているところの——、West Publishing Company と Mead Data Central, Inc. の間で争われた star pagination をめぐる訴訟についていえば、第1審判決は 616 F. Supp. 1571 というように、また、第2審判決は 799 F. 2d 1219 というように、「特定」されるが、これに、「通常のサイテーション」というふうには、「通常 (の)」という言葉で冠するのは何故なのだろうか。米国において長く引用方法の標準とされてきた The Bluebook: A Uniform System of Citation に従えば、判例を引用する場合には、「その裁判例が掲載されている巻数と最初のページのみを引用する」方法をとることになっている⁴⁾。よって、これは「標準的」、「一般的」な引用方法ということになるが、蘆立・前掲論文が「通常 (の)」という言葉で意味させようとしたのは、そういうことなのであろうか。蘆立・前掲論文の叙述を意味のあるものとして理解しようとするなら、「通常」というのは、あるひとつの判決を引用する際に普通一般に用いられている引用方法というようなことになるだろう。しかし、これまた、parallel という言葉の意味が全然示されておらず、蘆立・前掲論文においてもまた、parallel citation というものがおよそ理解されていないと言わざるを得ない。

parallel citation について、藤倉皓一郎＝木下毅＝高橋一修＝田島裕＝田中英夫＝樋口範雄＝寺尾美子編『英米法辞典』〔1991年、東京大学出版会〕は、「同一の判決が2つ以上の判例集に収録されている場合、それらを併記して引用すること」と解説している⁵⁾。しかし、それでも、実はまだよくわからないことがある。というのは、この解説では、たとえば3つの判例が併記されていると

3) 蘆立順美「Matthew Bender & Company, Inc. v. West Publishing Co., 158 F. 3d 693 (2nd Cir. 1998)——West社の判例集における改ページの位置をCD-ROM版の裁判例のテキスト上に挿入する行為は、判例集の編集著作権を侵害しないとした事例」アメリカ法1999年2号340頁。

4) Harvard Law Review Association et. al. eds., The Bluebook: A Uniform System of Citation, 59 (Eighteenth ed., 2004). かぎ括弧を付けた部分は、蘆立・前掲論文の表現をそのまま引いたものである。

5) 以下、本稿では、これをただ『英米法辞典』と記す。

きに、

- ① それら 3 つをすべて括って全体を parallel citation というのか、
- ② 3 つのうち、あるひとつのものを基準として、残る 2 つを parallel citation というのか、
- ③ まず特定の引用があり、それを基準として、残る 2 つを parallel citation というのか、

ということがはっきりしないのである。『英米法辞典』の解説に即して言えば、そこで言われている「それら」という言葉が何を指しているのかが不透明であるということである。

以下、1888 年に下された Callaghan v. Myers 判決⁶⁾ を例にとって話をすすめたい。Callaghan v. Myers 判決は、米国連邦最高裁判所判例集⁷⁾ United States Reports では 128 巻 617 頁以下に掲載されていて、周知のように、これは 128 U.S. 617 (1888) と表記され、特定される。この判決は、そのほかに、West Publishing Company が刊行する⁸⁾ Supreme Court Reporter 及び Lawyers' Co-operative Publishing Company が刊行⁹⁾ する通称 Lawyers' Edition にも掲載されている。Supreme Court Reporter では 9 巻 177 頁以下に掲載されており、これは、9 S. Ct. 177 と表記され、特定される。Lawyers' Edition では 32 巻 547 頁以下に掲載されており、32 L. Ed. 547 となる。そして、この 3 つは、United States Reports, Supreme Court Reporter, Lawyers' Edition の順番に引用されるのがほぼ通例になっていて¹⁰⁾、これらを全て並べれば、Callaghan v. Myers, 128 U.S. 617, 9

6) この判例もまた、判例集の著作権に関わる判例である。別途、紹介する予定である。

7) 『英米法辞典』では、これに『合衆国判例集』という訳語を与えている。

8) 現在は、West Group が刊行する。West Publishing Company は、1996 年、Thomson に買収され、その名称を West Group と変えた。

9) 現在は、Lexis Law Publishing が刊行する。Lawyers' Co-operative Publishing Company は、1989 年、Thomson に買収されたが、1996 年の West Publishing Company の買収に伴って分割され、判例集 Lawyers' Edition については、Lexis Law Publishing から刊行されるに至っている。

10) これは、厳密に言えば、Bluebook の指示とは異なる。Bluebook では、United States Reports で引用可能な場合には、そのみで引用すべきであって、他の出典については挙げないことになっている (The Bluebook: A Uniform System of Citation, 193 (Eighteenth ed., 2005). 15 版までは、“Do not give a parallel citation.” と明記されていた

S. Ct. 177, 32L. Ed. 547 (1888) となるわけであるが、これら3つを並べたとき、

- ① この3つ全体を parallel citation というのか、
- ② 128 U.S. 617 を基準とすれば、9S. Ct. 177, 32 L. Ed. 547 がそれぞれ parallel citation ということになるのか、9 S. Ct. 177 を基準とすれば 128 U.S. 617, 32 L. Ed. 547 がそれぞれ parallel citation ということになるのか、
- ③ 128 U.S. 617 が基準で、9 S. Ct. 177 と 32 L. Ed. 547 のそれぞれが parallel citation ということになるのか、

という問題として提出される。②と③の違いは基準が相対的か絶対的か、ということのつもりであるが、『英米法辞典』の「同一の判決が2つ以上の判例集に収録されている場合、それらを併記して引用すること」という叙述は①のように読める。②が排除されるかどうかは定かでないとしても、③のようには読めない。

ところが、Black's Law Dictionary では、parallel citation について、An additional reference 云々と書いてあって、しかも、main citation に対置させて、parallel citation という言葉が用いられている¹¹⁾。これについて、より明瞭に解説をしているのは Robert Berring & Elizabeth A. Edinger, Legal Research Survival Manual (2002) で、同書では、最初に引用されている United States Reports (U.S.) を official citation としたあと、Supreme Court Reporter (S. Ct.) と Lawyers Edition (L. Ed.) を parallel citation とする¹²⁾。

よって、以上2つの解説に従えば、parallel citation というのは、「あるひとつの判例が2つ以上の判例集に掲載されている場合に、まず最初に引用されるべき典拠が示されたあとに併記される副次的・追加的引用のこと」ということになるのではないか。

たが、16版からは、そうした文言は消えている。なお、田中英夫「英米法」田中英夫＝野田良之＝村上淳一＝藤田勇＝浅井敦『外国法の調べ方』[1974年、東京大学出版会] 81頁も参照)。そうでない場合には、Supreme Court Reporter, Lawyers' Edition, U.S.L.W. (=United States Law Week) を、その順に引くことになっている(同前)。しかし、このルールは必ずしも守られておらず、テキスト等の多くが、United States Reports, Supreme Court Reporter, Lawyers' Edition の3つを出典として同時に掲げるのは周知の通りである。

11) Bryan A. Garner (Editor in Chief), Black's Law Dictionary (8th ed., 2004).

12) Robert Berring & Elizabeth A. Edinger, Legal Research Survival Manual, 34 (2002).

ただし, parallel citation について, “A citation to the same case published in a different reporter is called a parallel citation.” と解説するものもあって¹³⁾, parallel citation の解説が一定しているわけではないが, それでも, ①のような理解を示すものはないように思われる¹⁴⁾。

III. Star Pagination

次は star pagination であるが, これについても, 蘆立・前掲論文は, 「star pagination とは, West 社の判例集においてページが変わっている位置と同じ位置にあたる判決文中に, ページが変わったことを示すマークとそのページ数を挿入していくシステムのこと」と解説する¹⁵⁾。しかし, これは, 限りなく具体的な場面における説明以上のものではなく, これが star pagination の定義でなどあり得るはずはないだろう。

これに対して, 『英米法辞典』には star page なる項目があり, そこには, 「星印のページ記号; 初版ページ数□再版以降の出版物で, 初版のページの区切りを示すために, あるいは再録出版物において, 原著, 原判例集のページの区切りを示すために用いられる記号——アスタリスク (*)。またはそれによって示される初版もしくは原著, 原判例集のページ数」とあって, この解説は正しい。

13) Nancy Johnson, Robert Berring, Thomas A. Woxland, *Winning Research Skills*, 20 (Fourth edition, 1999). 後述 [本稿 V] する Association of Legal Writing Directors & Darby Dickerson, *ALWD Citation Manual; A Professional System of Citation*, 12.4 (Second edition, 2003) の Examples も, そういう趣旨か。

14) 紙谷雅子「パブリック・ドメイン・サイテーション——インターネットで検索できる判決とその引用方法」指宿信=米丸恒治編『インターネット法情報ガイド』[2004年, 日本評論社] 197頁注(10)には, 「・・・公式判例集とウェスト社の判例集というパラレル・サイテーションとなるが」とある。この書き方からすると, ①のように理解しているのではないかと読める(ただし, 同じ頁の本文では, ②のように理解している印象を受ける)。

15) 蘆立・前掲論文 239頁。

16) 拙稿「米国の判例集について——書誌学的考察・序説——」東北学院大学法学政治学研究所紀要9号[2001年] 86頁。なお, 迂闊なことであったが, 前掲拙稿「米国の判例集について」発表後に, 大内孝「論文紹介 ブラックストンの再発見」アメリカ法 1999年1号 98頁の存在を知った。そこには, 「因みに, 『リーダーズ・ブ

筆者は、かつて、star pagination に言及して、「筆者の印象を語れば、star pagination は、印刷技術の未熟さ故に出現したものである」と書いたが¹⁶⁾、これはいささか舌足らずのところがあって、今にして思えば、「未熟さ故」というよりは、「少しずつ印刷出版技術が向上していったために」とすべきであった。つまり、昔は、文字通り、印刷出版技術の未熟さ故に1頁に入る活字の数に限りがあったが、徐々に活字が多く入るようになる。しかし、そのことは、結果として、最初の版で特定された頁にズレを生じさせることになるわけであって、そのため、判決そのもの、あるいは、ある判決の特定の個所を、最初の版に依拠して特定しようとするなら、どうしても、star pagination を施す作業が必要になるわけである。

最近、手元にある書物を改めて調べてみたところ、少なくとも筆者の推測を支持・補強するものを見つけた。Morris L. Cohen 編の How to Find the Law に、

In producing new editions of early state reports, publishers met a new problem of coordinating the text of the new edition with the original text. In the reprint volumes of the type, pages and margins could hardly be made correspond exactly in size with those in the original edition. This means that page numbers in the reprint do not correspond with those in the original. In order to make old citations usable in the reprint edition, it is necessary to include in the reprint text some indication of where each page begins in the original. This is done in some reports by device of "star-paging."

とあるのがそれで¹⁷⁾、筆者が言わんとしたのは、まさにそういうことであった。

この指摘からも想像されるように、star pagination は——他社の判例集にアク

ラス] (研究社, 1994) の "star pagination" の項は、『Sir William Blackstone が考案』と解説する・・・』との叙述がある (大内・前掲論文 99 頁注 (6))。なお、大内孝「ブラックストーン『イングランド法釈義』諸版の頁付について」法学 66 巻 6 号 [2002 年] 755 頁, 752 頁注 (14) の補足説明も参照されたい。star pagination はブラックストーンに由来するらしい、ということであるが、筆者には、そうしたことについて論評するだけの準備がない。

17) Morris L. Cohen (General Editor), How to Find the Law, 28-29 (Seventh edition, 1976).

セスしないで済むという機能を有することは間違いのないところであるが——、必ずしも他社の判例集へのアクセスをしないで済むということを狙って考案されたものではなかったのではないかと思われる。初期の判例集は発行部数も少なく、一定期間を過ぎると入手が困難となり、そのために復刻版が出てくることになるわけであるが、このとき、全く同じ体裁で復刻するのであれば、star pagination が望まれることになる。そのように考えるなら、star pagination なるものは、元来、「頁付けとは独立に特定の個所を指し示すための工夫」であったということになる¹⁸⁾。

IV. 結語

以上、parallel citation, star pagination について語った。これによって、West Publishing Company と Mead Data Central, Inc. によって争われた訴訟の紹介をするについて最小限の準備が整ったことになる。

V. 補論——Citation Reform

ここで、citation reform¹⁹⁾ について、ごく手短かにではあるが、語っておきたい。言うまでもなく、これまでは Bluebook が標準としての地位を確保していた。非常に早く Bluebook からの離脱を目指したのはシカゴ・ロー・スクールで、1968 年の時点で²⁰⁾、The University of Chicago Law Review & The University

18) 実を言えば、これは、我妻栄等々、わが国の研究者の著書にあっても使われている方法であって、米法に固有のことではないのである（もっとも、我妻栄がそれを独自に考えたのか、何かによって学んだとして、それは何であったかという問題は残る）。ちなみに、我妻栄は、これを「通し番号」と呼んでいる（我妻栄『新訂民法総則（民法講義Ⅰ）』〔昭和 40 年、岩波書店〕「新訂版の上梓に際して」3 頁。そこには、「欄外の通し番号は、旧版のままとし、新たに設けた項目は、孫番号とした。他の本に引用してある番号を全部訂正することは厄介千万だからである」とある）。

19) Roy M. Mersky & Donald J. Dunn, *Fundamentals of Legal Research*, 574-593 (Eighth edition, 2002) が citation についての概観を与える。わが国では、紙谷・前掲論文がある。

20) 実は、この年は、West 社と Mead Data Central, Inc. との訴訟の控訴審判決が下さ

of Chicago Legal Forum, The University of Chicago Manual of Legal Citation²¹⁾ が出現している。そして、その序として書かれたのが、Richard A. Posner の Goodbye to the Bluebook であった²²⁾。

近年、citation reform の動きは急であって、Bryan A. Garner, The Redbook; A Manual On Legal Style (2002), Association of Legal Writing Directors & Darby Dickerson, ALWD Citation Manual; A Professional System of Citation (Second edition, 2003), Citation Formats Committee of the American Association of Law Libraries, Universal Citation Guide (Second Edition, 2004) などが出現してきている。

その理由は3つあって、第1は、West 社が自社判例集の pagination に著作権があると主張したことから²³⁾、West 社の判例集への依拠からの離脱を目指す動きが出てきたこと²⁴⁾、第2は unpublished opinion の引用をどうするかという問題、そして第3は、インターネットの普及ということがある。もっとも、Westlaw では unpublished opinion も提供されていて、それが増えれば増えるほど、West 社は、自社の判例集の頁付けが判例引用の標準である状況から遠ざかる方向へ進む結果になる。

結局、別稿で指摘したように²⁵⁾、引用における標準の地位を獲得することは、

れた年でもあるのである。

21) 53 U. Chi. L. Rev.1353 (1986).

22) Posner, Goodbye to the Bluebook, 53 U. Chi. L. Rev. 1343 (1986). 厳密には、そのマニュアルのほうが appendix なのではあるが。

23) それまさに West 社と Mead Data Central, Inc. との訴訟なのである。

24) 州のなかに、Public Domain Citation, あるいは Neutral Citation への動きが出てきたのは、まさに West 社と Mead Data Central, Inc. との訴訟に起因するのである。ルイジアナ州が、州においては一番早く 1993 年 12 月 31 日以降、Public Domain Citation を採用することに踏み切った (Bluebook T1, at 211, <http://www.abanet.org/tech/ltrc/research/citation/uscourts.html#co> 参照 [last visited September 19, 2005])。なお、これは、判例集だけのことでなく、West 社が編纂する法令集についても同様の問題がある。そのため、イリノイ州では、同州の法典が public domain にあるとする法律を制定しようとした(L. Ray Patterson & Craig Joyce, Monopolizing the Law: The Scope of Copyright Protection for Law Reports and Statutory Compilations, 36 UCLA Law Rev. 719, at 725 n.16 (1989))。また、連邦については、1992 年、著作権法改正の動きもあった。HR. 4426 (102d Congress, 2d Session) がそれで (本稿末尾【資料】参照=<http://thomas.loc.gov/home/c102query.html> にアクセスしたあと, "hr. 4426" と入力すれば案文を入手できるはずである [last visited September 19, 2005])、それは判例集の頁付けその他について著作権はないとするものであったが、これまた、結局、成立しなかった。

インターネット時代において法律出版社が生き残るための非常に重要な要素であるように思われる。米国において citation についての議論が非常に盛んであるのは故なきことではないのである。

【資料】 UNITED STATE CODE, TITLE 17 の 105 条を修正する法案

Sec. 105. Subject matter of copyright: United States Government and other works

(a) IN GENERAL- Copyright protection under this title is not available-

(1) for any work of the United States Government, but the United States Government is not precluded from receiving and holding copyrights transferred to it by assignment, bequest, or otherwise;

(2) for any name, number, or citation by which the text of State and Federal laws or regulations are, or ever have been, identified; or

(3) for any volume or page number by which State or Federal laws, regulations, judicial opinions, or portions thereof, are, or ever have been, identified.

(b) FEES FOR CERTAIN SERVICES NOT AFFECTED- The provisions of subsection (a) of this section does not expand or reduce any right of any State to charge reasonable fees for services incidental to making available, as part of the public domain, laws, regulations, or judicial opinions.

25) 拙稿「世界の法情報学はいま」④ Rob Richards, A Legal Publishers' List: Librarians Cooperate to Discern the Corporate Affiliations of U. S. Legal Publishers」法律時報 2004 年 4 月号 154 頁。